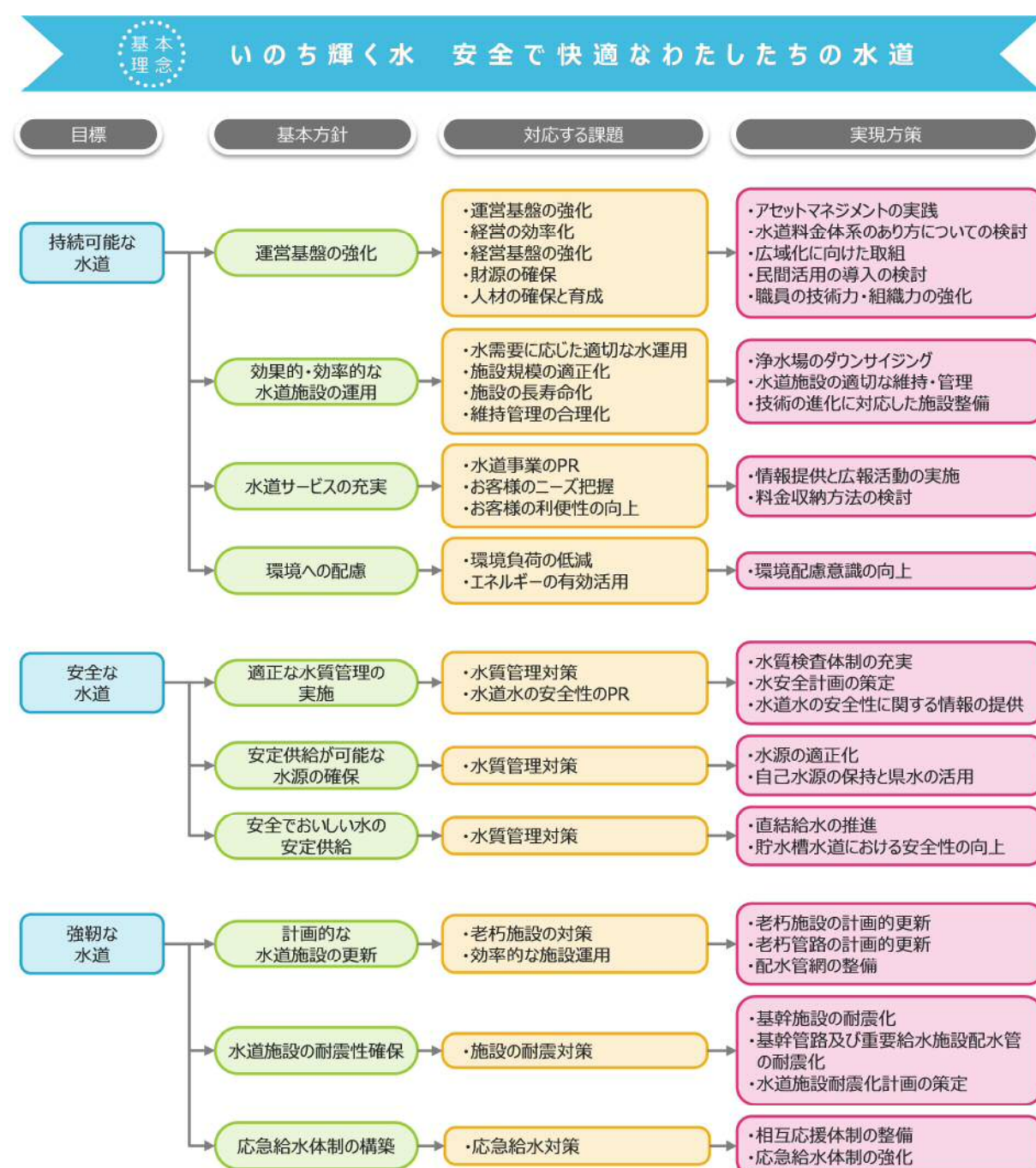


第4章 基本理念と推進する実現方策

私たち水道事業では、水道を使用する住民の方々へ安全で安心して飲める水を安定して給水するために、『身近な水、安全と快適をいつまでも』を基本理念として事業を推進してきました。

これからは、これまでの基本理念を礎とし、長期的な視点で持続的な水道事業が運営できるよう、新たな基本理念として『いのち輝く水 安全で快適なわたしたちの水道』を掲げます。

さらに、基本理念の達成に向けて、「持続」「安全」「強靱」の観点から基本方針を設定し、具体的な実現方策を定めます。



1. 持続可能な水道

基本方針

運営基盤の強化

本水道事業の生産性は、職員一人当たりの有収水量を見ても、決して悪い状況ではありません。しかしながら、人口減少に伴う料金収入の減少や、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、耐震化による災害対策の推進等により、事業環境が厳しさを増す中で、将来にわたって安定的にサービスを確保していくために、さらなる運営基盤の強化に努めます。

長期的な視点に立って水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理・運営できるようアセットマネジメントを実践します。あわせて、現在の水道料金体系の抱える課題を整理し、水道料金体系のあり方について検討します。

また、広域化に向けた取組やさらなる民間活用といった経営形態のあり方について検討します。

その際、必要な知識と経験を有する人材を確保し、運営基盤を強化した持続可能な水道事業を目指します。

実 現 方 策

■ アセットマネジメントの実践

- アセットマネジメントの継続的な実践により健全な水道を次世代へ確実に引き継ぎます。

■ 水道料金体系のあり方についての検討

- 現在の水道料金体系の抱える課題を整理し、水道料金体系のあり方について検討します。

■ 広域化に向けた取組

- 埼玉県が平成 23 年 3 月に改定した『埼玉県水道整備基本構想～埼玉県水道ビジョン～』に掲げる水道広域化を推進するために埼玉県及び近隣事業体で構成する埼玉県第 1 ブロック水道広域化実施検討部会において、広域化に向けた協議を行い、県が目標とする平成 42 年度までの実現に向けて連携を図ります。

■ 民間活用の導入の検討

- 経営のさらなる合理化を図るため、包括的外部委託の対象とする業務や範囲について検討します。

■ 職員の技術力・組織力の強化

- 事業運営に必要な技術を日常業務や研修・訓練をととして継承し、職員の技術力を向上させ組織全体の強化を図ります。

埼玉県第1ブロック水道広域化実施検討部会



今後、さらなる水需要の減少が想定されることから、将来的に供給能力が過剰にならないよう、第5章で述べる投資・財政計画の検討結果に基づき浄水場をダウンサイジング※21して整備します（第5章参照）。

あわせて、日ごろから水道施設の維持管理をおこない機能を維持しつつ、水道施設の長寿命化を図ります。

また、水道施設の更新時には、新技術を取り入れ、より効果的・効率的な施設整備をおこないます。

実 現 方 策

■ 浄水場のダウンサイジング

- ・次世代の負担とならないよう、老朽化した第1浄水場を廃止します。なお、第1浄水場が廃止となった場合、自己水源の水量が減少し、渇水の場合に対応できる能力が現在の3割から2割に減少します。このため、県水の水源となるハツ場ダムの竣工後に第1浄水場を廃止することで、渇水に対する危機管理能力を強化します。

■ 水道施設の適切な維持・管理

- ・水道施設の日常点検を通じて、実態を把握し、修繕等の履歴をデータベースとして整理することで効率的な維持管理を継続的に実施します。

■ 技術の進化に対応した施設整備

- ・管路を更新する際は、長寿命が期待できる管種を採用します。

宮代町の水道水が現在どのような状況で届けられているかなど、お客様の知りたい情報を積極的に提供するとともに、お客様のニーズを把握し、お客様とともに歩む水道を目指します。

実 現 方 策

■ 情報提供と広報活動の実施

- ・ホームページの充実を図り、お客様に必要な情報を提供します。
- ・お客様のニーズを把握するため、「町長への手紙」を通じてお客様のご意見をとりいれます。
- ・お客様のニーズにあった情報提供や広報活動に取り組みます。
- ・水道事業の運営方針について、情報を開示し、お客様の理解促進に努めます。

■ 料金収納方法の検討

- ・お客様の利便性向上のため、料金収納方法の多様化について検討します。

※21 ダウンサイジング

規模を小さくすることを意味し、ここでは水道施設の供給能力を小さくすることを指します。既存の水道施設の供給能力を小さくして更新する場合や複数ある水道施設の統廃合により水道施設全体の供給能力を小さくする場合があります、本町の場合は後者にあたります。

持続可能な水道の構築に向けて、資源やエネルギー使用の見直しなどにより環境負荷の低減を図るとともに、環境保全に努めます。

実 現 方 策

■ 環境配慮意識の向上

- 公共工事における環境負荷の低減として、再生資材の活用や環境にやさしい物品の購入（グリーン購入）を引き続きおこないます。
- 温室効果ガス削減のため、水道施設の更新時には太陽光発電装置などのクリーンエネルギー導入の検討をおこないます。
- 公用車へのエコカーの導入を図っていきます。

2. 安全な水道

これからもお客様が安心して飲める水をいつでも提供できるよう、水源から給水栓に至るまでの水質監視をおこないます。

また、お客様に水道水の安全性を理解いただくため、水道水の安全性に関する情報公開を積極的におこないます。

実 現 方 策

■ 水質検査体制の充実

- 本町の水源水質に対応し、浄水処理を確実なものとするため、必要に応じて水質検査計画に新たな検査項目を追加します。

■ 水安全計画の策定

- 水道水へのさまざまなリスクに対応するため、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」を策定します。

■ 水道水の安全性に関する情報の提供

- お客様に水道水の安全性を理解いただくため、水道水の安全性に関する情報をホームページや広報誌を通じて発信します。

基本方針

安定供給が可能な水源の確保

第1浄水場の廃止については、施設規模の面だけでなく、水質の面からも県水へ移行することが望ましいと判断します。

このため、第1浄水場の水源である井戸については見直しをおこない、同程度の水量を県水へと移行します。一方、第2浄水場の水源については、適切な維持管理をおこない水量の維持を図ります。

実 現 方 策

■ 水源の適正化

- 第 1 浄水場の廃止に伴い、現在水源としている 5 箇所の井戸についても見直しをおこない、代替として県水受水へと水源の移行を進めることで、地下水の汲み上げによる地盤沈下の抑制を図ります。

■ 自己水源の保持と県水の活用

- 第 2 浄水場の水源である 3 箇所の井戸については、適切な維持管理をおこない安定供給を図ります。
- 県水が地震や渇水に対して安定供給できるよう県営水道に要望します。

基本方針

安全でおいしい水の安定供給

直結給水の拡大により、貯水槽水道の不十分な管理による衛生問題の解消を図ります。

実 現 方 策

■ 直結給水の推進

- 直結給水に対応可能な給水圧力を確保するため、きめ細やかな圧力制御をおこないます。

■ 貯水槽水道における安全性の向上

- 引き続き、貯水槽水道の設置者へ年に一度の清掃・点検を呼びかけます。

3. 強靱な水道

基本方針

計画的な水道施設の更新

水道施設の更新にあたっては、更新需要そのものを軽減するために、長寿命化に努めつつ全体の老朽度が悪化しないよう計画的・効率的に進めます。

また、水需要に応じた合理的な水運用や配水管網の整備をおこなうことで、効率のよい水道への再構築を図り、水道システムを強化します。

実 現 方 策

■ 老朽施設の計画的更新

- 水道施設については、実使用年数に基づいて適時更新をおこないます。

■ 老朽管路の計画的更新

- 老朽配水管路は、土地区画整理事業や道路整備事業、また公共下水道工事など他の事業とも調整をおこないながら、合理的かつ計画的に更新をおこないます。

■ 配水管網の整備

- 本町を二分する形で配置されている第2浄水場と宮東配水場を中心とした水運用に対応するため、東武鉄道の横断に係る配水管布設工事をおこない、安定した水運用に努めます。

基本方針

水道施設の耐震性確保

水道は、日常生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインであり、地震対策として水道施設の耐震化をおこなうことが求められます。

一方で、耐震化するための財源には限りがあることから、優先的に基幹的な水道施設の安全性を確保し、重要給水施設への給水を確保します。

耐震化にあたっては、更新を基本とすることで、より効率的・効果的な水道施設の構築を目指します。

実 現 方 策

■ 基幹施設の耐震化

- 耐震化の必要な施設を抽出するため、耐震診断を実施し、耐震化が必要な基幹施設の優先順位を設定します。

■ 基幹管路及び重要給水施設配水管の耐震化

- 管路についても、基幹管路及び重要給水施設を定め、基幹管路・重要給水施設配水管の耐震性を確保します。

■ 水道施設耐震化計画の策定

- 老朽化対策とあわせて、効果的な更新・耐震化ができるよう「水道施設耐震化計画」を策定します。

地震などの災害に見舞われ、水道施設が被災した場合においても、できるだけ速やかに復旧ができるよう非常時の体制を整えていきます。

実 現 方 策

■ 相互応援体制の整備

- ・ 非常時の相互応援体制の維持・整備のため、近隣事業体との連絡管について検討するとともに、地域防災計画など関連事業との調整をおこないます。

■ 応急給水体制の強化

- ・ 断水した場合でも速やかに応急給水ができるよう、耐震型緊急用貯水槽の維持管理に努めます。
- ・ 現在、応急給水に備えて配布用 500mL ペットボトル水を 1,000 本、6 L 給水袋を 600 枚保有しています。将来的には、給水袋を 1,000 枚保有できるよう購入を進めます。
- ・ また、運搬給水※22のため、現在は給水タンクのみ保有していますが、近隣自治体の給水車保有状況を調査し、購入の検討をおこないます。
- ・ このほか、応急給水マニュアルや器具の整備、受け入れ体制の強化に取り組みます。

耐震型緊急用貯水槽について

大規模な地震などの災害時に皆さんの飲料水の確保と火災時には消火用として活用できる非常用の貯水槽です。

1 生命を維持するためには、最低 **1 人、1 日 3 リットル** の飲料水が必要です。

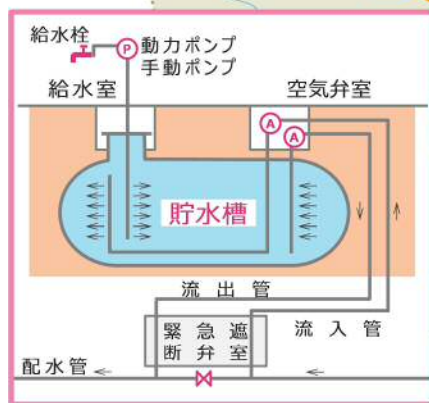
2 水道管の途中を太くした形で普段は常にきれいな水が流れています。

3 地震時に配水管がこわれた場合、自動的に安全弁が作動し水槽内の水が飲料水として確保されます。

4 動力又は、手動ポンプで水を汲み上げ、そこから給水します。

耐震型緊急用貯水槽設置箇所

設置場所名	貯水量	住所
① 須賀小学校	60m ³	須賀1425-1
② スキップ広場	100m ³	笠原1-922-1
③ 姫宮北公園	60m ³	東姫宮1-688-221



耐震型緊急用貯水槽の概要図

※22 運搬給水

災害などにより水道水が断水した場合において、給水車や車載用の給水タンクで飲料水を運搬し、避難所や主要施設及び病院等の重要施設へ給水する方法です。

4. スケジュール

実現方策のスケジュールは次のとおりです。

基 本 方 針		H30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	将来	
持続可能な水道	運営基盤の強化	アセットマネジメントの見直し				アセットマネジメントの見直し							
		水道料金体系のあり方についての検討											
		広域化に向けた取組											
		民間活用の導入の検討											
		職員の技術力・組織力の強化											
	効果的・効率的な水道施設の運用	浄水場のダウンサイジング											
		水道施設の適切な維持・管理											
		技術の進化に対応した施設整備											
	水道サービスの充実	情報提供と広報活動の実施											
		料金収納方法の検討											
	環境への配慮	環境配慮意識の向上											
	安全な水道	適正な水質管理の実施	水質検査体制の充実										
			水安全計画の策定										
水道水の安全性に関する情報の提供													
安定供給が可能な水源の確保		水源の適正化											
		自己水源の保持と県水の活用											
安全でおいしい水の安定供給		直結給水の推進											
		貯水槽水道における安全性の向上											
強靱な水道	計画的な水道施設の更新	老朽施設の計画的更新											
		老朽管路の計画的更新											
		配水管網の整備											
	水道施設の耐震性確保	耐震診断	水道施設耐震化計画の策定					基幹施設の耐震化					
		基幹管路及び重要給水施設配水管の耐震化											
	応急給水体制の構築	相互応援体制の整備											
		応急給水体制の強化											